

予 算 要 求 資 料

令和3年度12月補正予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課生活支援係 電話番号：058-272-1111(内 2647)

E-mail： c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 140,000千円 (現計予算額：130,000千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県債	一 般 財 源
現 計 予算額	130,000	130,000	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0
決定額	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

新型コロナウイルス流行の長期化を踏まえ、国において、感染拡大の影響を受け生活に困窮する世帯向けの新たな支援金として、生活保護に準じる水準の困窮世帯を対象とした「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」が創設され、本年7月から受付を開始している。申請期限が令和4年3月末に2回目の延長となり、再支給も可能となったことから、必要な経費を計上し、引き続き、生活に困窮する世帯への支援を行う。

(2) 事業内容

【支給実施主体】

福祉事務所設置自治体 (町村部：県 市部：各市)

【支給対象】

総合支援資金の初回貸付を終了した生活困窮世帯等

【支給要件】

- ・収入、資産の額が一定の基準額以下であること
- ・ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請を行うこと
- ・生活保護世帯でないこと等

【支給額】

単身世帯：6万円／月　2人世帯：8万円／月　3人以上世帯：10万円／月

【支給期間】

初回3か月、再支給3か月（申請受付は令和4年3月末まで）

（3）県負担・補助率の考え方

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の対象事業
（国10/10）

（4）類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
交付金	140,000	生活に困窮する世帯への支援金（町村部分） 80,000千円
合計	140,000	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）国・他県の状況

国における新型コロナウイルス感染症に関する生活困窮者支援施策として、全都道府県で支給

（2）後年度の財政負担

今後については未定

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活に困窮しているが、総合支援資金の再貸付が終了する等してさらなる貸付を利用できなくなった世帯の当面の生活費を支援するため、国において創設された「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯を対象とする支援金であり、資金需要に速やかに対応する必要があるものの、経済的影響の期間、範囲等は見通すことはできず、対象者数等を明確に特定することはできないため、金額や件数といった具体的な数値目標を設定することができない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯を支援するため、本支援金を支給する必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	生活福祉資金貸付制度における特例貸付のうち、総合支援資金の貸付を受けた世帯数は、令和3年11月30日現在で約14,400世帯に上る。 これらの世帯のような、生活に困窮してもこれ以上の支援を受けることができない世帯には、新たに本支援金による支援を行うことが必要不可欠である。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	国が定める基準、手順等に従い、福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関が連携して事務を進める。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 新型コロナウイルス感染症の経済的影響の期間、範囲等が未だ不透明であることから、当面の間生活に困窮する方に対する支援を継続的に実施していく必要がある。また、社会情勢の変化等を踏まえ、適時対応の見直し等を図る必要性が生じる可能性がある。	
---	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 次年度以降の方向性については未定	
--	--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

なし